

		I 令和5年度就学援助制度の実施について																															
		1. 就学援助制度の周知方法																															
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるものに○)										(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間 (あてはまるもの1つに○)										(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)					(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまるもの全てに○)					(8) (7)の力の内容	
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学援助制度の周知を図るための書類を配布	エ. 就学援助制度の周知を図るための書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の周知を図る	カ. 入学時に学校で就学援助制度の周知を図る	キ. 毎年入学時に学校で就学援助制度の周知を図る	ク. 民生委員やボランティアから案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を配布	コ. その他	ア. 申請締切を申請期間内にお知らせ	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を設けず、申請開始から随時受け付けている	エ. 各学期で申請締切を設け、各学期開始から随時受け付けている	オ. その他	ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校に提出	エ. 申請を希望する者が学校に提出	オ. 申請を希望する者が学校に提出	カ. 申請を希望する者が学校に提出	キ. その他	ア. 目録やイラストや平易な文面を使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間の所得の目安等を記載	エ. 各年度の申請書の記載	オ. 外国語の申請書の作成	カ. その他				
		25	15	15	13	24	12	33	0	0	7	0	2	30	0	1	25	5	9	1	0	1	2	2	15	0	10	22	0	2	2		
岩手県	盛岡市	○	○	○	○	○	○			○					○																		
岩手県	宮古市	○			○	○	○						○																				
岩手県	大船渡市	○				○	○						○														○	○					
岩手県	花巻市	○	○	○		○	○	○		○			○											○									
岩手県	北上市	○		○		○	○	○		○			○														○	○					
岩手県	八幡平市	○	○	○		○	○	○		○			○																				
岩手県	遠野市	○	○	○		○	○	○					○														○						
岩手県	一関市	○	○			○	○	○		○			○														○	○					
岩手県	陸前高田市	○	○	○		○	○	○					○														○	○					
岩手県	釜石市	○			○	○	○	○					○														○	○					
岩手県	二戸市	○			○			○					○																				
岩手県	八幡平市	○	○	○	○	○		○					○																				
岩手県	奥州市		○		○			○					○																				
岩手県	滝沢市	○	○	○			○	○					○																				
岩手県	雫石町	○	○		○	○	○	○					○																				
岩手県	葛巻町	○		○	○	○	○	○				○																					
岩手県	岩手町			○	○	○	○	○					○																				
岩手県	紫波町	○		○	○	○	○	○					○																				
岩手県	矢巾町			○	○	○	○	○					○																			○	全児童生徒の保護者が目にするよう、全員に制度の案内文書を配布している。
岩手県	西和賀町						○						○																				
岩手県	金ヶ崎町	○			○		○						○																				
岩手県	平泉町	○	○		○	○	○	○		○			○																				
岩手県	住田町	○		○		○	○	○					○																				
岩手県	大槌町		○			○	○	○					○																				
岩手県	山田町	○	○			○	○	○					○																				
岩手県	岩泉町	○	○			○	○	○					○																				
岩手県	田野畑村	○					○	○					○																				
岩手県	普代村									○			○																			○	入学説明会で、担当者が保護者へ口頭での説明をしている。

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																																												
		7. 令和5年度準要保護就学援助額																																												
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																												
		(1) 費目毎の援助額																										(2) 補足事項																		
学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費						修学旅行費																				
費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項							
33		33	0	0	7	7	7	26	26	0	1						27	27	0	1	15	10	10	3	3	3	0	0	1	8	33	29	29	4	4	4	0	0	0	2	14					
岩手県	軽米町	○					○	11630									○	54060			○		○	40020	0						○			○	22690	22690							「通学費」「クラブ活動費」「オンライン学習通信費」「医療費」は支給実績なし 「学校給食費」は令和5年度からの学校給食費の無償化に伴い費目から除外			
岩手県	野田村	○					○	11630									○	54060			○	○	0								○	○	32750													
岩手県	九戸村	○		○	11630	11013						○	54060	54060																	○	○	24728													
岩手県	洋野町	○					○	11630										○	54060												○		○	22690	22690											
岩手県	一戸町	○					○	11630										○	54060			○										○	○	25256												「通学費」：小学校及び中学校の児童生徒に対する通学費の補助に関する規定により当町では公共交通機関及び徒歩・自転車を利用しなければならぬ要保護者を除く、町内生徒児童生徒に対し、通学費を補助していることから就学援助としての費目は設定しているが就学援助として支給はしていない。

